

公益社団法人 日本速記協会定款

平成 24 年 10 月 1 日 施 行

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本速記協会（以下「この法人」という。）と称する。
その英文表記を、Japan Stenography Association とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広く国民の書記能力を増進し、記録事務の効率化を図るため、速記の普及発達とその利用分野の開発に努め、あわせて速記技能者の技術水準及び社会的評価の向上に資する諸事業を行うとともに、公正で正確な発言記録作成技術の普及に努め、もって我が国文字文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 速記技能審査基準に基づく検定の実施並びに認定、登録、証明
- (2) 議事記録事務及び議事運営事務に関する研修会の開催並びに会議録作成に関する講習会の実施
- (3) 「みんなの速記」を初めとした速記の普及活動並びに相談業務
- (4) 速記教育、記録事務、技術評価その他速記に関する調査開発研究及び速記関係書籍・文献等の収集・保存
- (5) 速記の競技会等の開催
- (6) 会員活動に対する支援
- (7) 発言記録作成に資する書籍及び速記関係出版物の刊行
- (8) 「日本の速記」の発行
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 前号に該当しない者で、この法人の目的に賛同し、学術研究その他の見地からこの法人の発展を賛助するために入会した個人又は法人若しくは団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者のうち総会で推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。その他会員資格の取得、手続き等に関する事項については、別に定める規則及び規程による。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。その手続き、時期等については、別に定める規則による。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員現在数の5分の1以上から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった場合、理事長は、請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも総会の2週間前に次の事項を記載した書面及び「日本の速記」をもって正会員に通知する。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 目的たる事項
 - (3) 正会員は、書面によって議決権を行使することができること
 - (4) 正会員は、電磁的方法によって議決権を行使することができること
 - (5) その他法令で定める事項

(議長)

第15条 総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選により選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみな

す。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 理事と監事は兼務できない。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、この法人の総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに業務の執行に当たる非常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事においては理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。監事においては、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定めることができる。

(相談役設置)

第27条 この法人に、相談役若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(開催数及び議長)

第31条 理事会は、事業年度ごとに6回以上開催する。

- 2 理事又は監事から理事長に招集の請求があったときは、理事会を開催しなければならない。

- 3 理事会の議長は、理事長が務める。理事長が欠席したときの議長の選定方法は、別に定める。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び出席した理事のうち 2 名以上並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 34 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 35 条 この法人は、この法人が対象とする専門分野の観点から事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、必要な委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の設置に関し必要な事項は、委員会規程による。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。

(1) この法人の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、総会の決議を得て、規則にこれを定める。

(2) 前号以外の事項及び規則の施行に必要な事項については、理事会の決議を得て、規

程にこれを定める。

- (3) 前2号に規定する以外の事項であって定款、規則及び規程の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は津脇尚志とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第2条の改正は、理事会において決定した事務所移転の日から施行する。